

(公印省略)  
丹子支第 106号  
令和2年5月26日

アフタースクール利用  
登録児童の保護者の皆さま

丹波市長 谷口 進一

6月1日からのアフタースクールの実施について (お知らせ)

現在、5月31日までの小学校の臨時休業延長を受け、アフタースクールについては、利用できる児童や開所時間を限定して実施しています。

6月1日(月)からの学校の再開により、アフタースクールについても通常通り開設することとします。

#### ●利用できる児童について

アフタースクールの利用登録(通常利用のみ)がある児童 (1～6年生)

※6月の利用予定につきましては、5月29日午後5時までに利用予定表をアフタースクールにご提出ください。

※アフタースクールにも、利用予定表の様式を置いてありますので、直接、お越しいただき、その場で書いてご提出いただいても結構です。

※開所時間は下校から18時までです。

延長保育(最大19時まで。1回800円。)はできるだけ事前にお申し込みください。

分散登校で朝から登校しない児童は、8時から登校までは預かることとしますので、利用したい方はアフタースクールにご連絡ください。

○利用の登録が無い児童及び、長期休業中のみ利用登録の児童については、利用したい場合、一時預かり(1回1,000円)の利用をアフタースクールにお申し込みください。

- ・送迎は必ず保護者やおうちの方でお願いします。
- ・可能な限り、マスクを着用させてください。
- ・実施中に子どもが体調不良になった場合(体温が37.5度以上など)は、保護者の方にすぐに連絡しますので、早めのお迎えをお願いします。

(お問合せ)  
健康福祉部 子育て支援課  
TEL 88-5751